

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～
※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)
の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

○障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。

・最寄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。

(<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw.html>)

○障害者雇用納付金制度の詳細について知りたい。

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧くださいか、
長崎高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。(Tel 095-811-3500)

雇用納付金制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の**2.0%(法定雇用率)以上の障害者を雇用しなければなりません。**

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、この雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この**経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図る**ため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

具体的には、雇用障害者数が**法定雇用率(2.0%)**を下回っている場合は、納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。

障害者雇用納付金は罰金ではありませんので、障害者雇用納付金を支払ったからといって雇用義務を免れるものではないことに留意してください。